

広島県告示第千号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
釜ヶ谷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

| 市・区 | | 町 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|--|----|--------|---|---|---|
| 安芸郡 | | 坂町 | 横浜東二丁目 | | 八五〇番四五 八四七番二 六九二四番一 六九二六番一〇 六九二六番一三 六九二六番一四 六九二七番二四 | 標柱一号 標柱二号 標柱三号及び四号 標柱五号及び八号 標柱六号及び七号 標柱九号 標柱一〇号 |